

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく TAOKA ヘルパーステーション 山手 運営規程

第1章 事業の目的

(事業の目的)

- 第1条 「医療法人 倚山会」が設置する、TAOKA ヘルパーステーション 山手（以下「事業所」という。）が運営する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 3 同行援護の事業は、同行援護を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 同行援護の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な同行援護の提供ができるよう努めるものとする。
- 同行援護の実施に当たっては、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 運営の方針及び虐待防止のための措置

(指定居宅介護等の基本取扱方針)

- 第2条 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護等（指定居宅介護、指定重度訪問介護及び同行援護をいう。以下同じ。）を提供する。
- 2 事業者は、その提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定居宅介護等の具体的取扱方針)

- 第3条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- 2 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 4 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切に相談及び助言を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第4条 事業者は、正当な理由なく指定居宅介護等の提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第5条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第6条 事業者は、指定居宅介護等を提供するに当たっては、他の指定障害者福祉サービス事業者その他保健福祉医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 2 事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待防止のための措置、身体拘束等の適正化)

第7条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待防止のための指針の整備(身体拘束等の適正化の指針の整備)
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 虐待の防止、また、身体拘束等の適正化を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (6) 虐待防止のための対策を検討する委員会(身体拘束等の適正化のための委員会もこれを含む)を設置し定期的に開催する(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)とともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (7) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のため必要な措置

第3章 事業所の名称及び所在地

(事業所の名称及び所在地)

第8条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 TAOKA ヘルパーステーション 山手
- (2) 所在地 徳島市東山手町1丁目5

第4章 従業員の職種、員数、及び職務内容

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第9条 本事業所の従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)
管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業員に法令を順守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士及び実務者研修終了者
2名以上(訪問介護と兼務)
サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導のサービス内容の管理等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、

必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。

- (3) 従業者 介護福祉士、実務者研修修了者及び初任者研修修了者 2名以上
ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

第5章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第10条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業時間は、月曜日から土曜日とする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、営業日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 連絡体制 緊急時は、電話等により24時間連絡可能な体制とする。

第6章 指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用の額

(指定居宅介護等の内容)

第11条 本事業所で行う指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画
- (2) 身体介護
- (3) 家事援助
- (4) 生活等に関する相談及び助言
- (5) 重度訪問介護
- (6) 同行援護

(利用者から受領する費用の額)

- 第12条 事業者は、指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用負担額の支払を受けるものとする。
- 2 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払を受けるものとする。
 - 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。
事業所から、通常実施地域を越えた場合は 500円
(この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)
以上の距離は、随時計算し、請求する。
 - 4 事業者は、第3項の費用の支払を受けた場合は、費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。
 - 5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第7章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、徳島市、鳴門市、小松島市、板野郡（旧郡内は除く）、名西郡、名東郡とする。

第8章 緊急時における対処方法

(緊急時等における対処方法)

第14条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第9章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第15条 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提供もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは指定居宅介護事業の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り努力するものとする。

(勤務体制の確保)

第16条 事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護等を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定居宅介護等を提供するものとする。

3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密の保持)

第17条 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (令和3年介護報酬改定により追加された内容です。)

(記録の整備)

- 第20条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

- 第21条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 倚山会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 8月21日から施行する。
この規程は、平成21年 7月21日から施行する。
この規定は、平成29年12月 1日から施行する。

| | | | |
|-----|-------|--------|----|
| 附 則 | 平成25年 | 6月10日 | 改訂 |
| 附 則 | 平成26年 | 1月21日 | 改訂 |
| 附 則 | 平成26年 | 3月21日 | 改訂 |
| 附 則 | 平成26年 | 8月 1日 | 改訂 |
| 附 則 | 平成27年 | 4月21日 | 改訂 |
| 附 則 | 平成28年 | 6月27日 | 改訂 |
| 附 則 | 平成28年 | 9月 1日 | 改訂 |
| 附 則 | 平成29年 | 4月 1日 | 改訂 |
| 附 則 | 平成29年 | 12月 1日 | 改訂 |
| 附 則 | 平成30年 | 3月 1日 | 改訂 |
| 附 則 | 令和 2年 | 11月 1日 | 改訂 |
| 附 則 | 令和 5年 | 11月 1日 | 改訂 |
| 附 則 | 令和 6年 | 4月 1日 | 改訂 |
| 附 則 | 令和 7年 | 4月 1日 | 改訂 |

